

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

##### 【人口構造】

本市の人口は、平成7年の24.66万人をピークとして、それ以降は緩やかに減少している。平成27年には23.63万人、令和2年には23.41万人になっている。今後の予測では令和12年には22.64万人になることが見込まれている。

年齢別階層では、平成27年の高齢化率は26.0%だったものが、令和2年には28.4%に増加し、令和12年には30.8%になることが見込まれる。また、生産年齢人口割合では平成27年は60.3%だったものが、令和2年には58.1%に減少し、令和12年には56.2%に減少すると見込まれる。

##### 【産業構造】

本市の就業人口においては、サービス業や卸売・小売業を中心とする第3次産業が高い割合を占めている。第1次、第2次産業の割合が減少し、総就業人口が減少する中、第3次産業の就業数は緩やかに増加している。

商業（卸・小売業）においては、商品販売額、事業所数、従業員数全てにおいて減少傾向で、商品販売額は平成19年の7,835億円から平成28年は5,745億円に、事業所数は同じく3,570事業所から2,597事業所に、従業員数は同じく24,397人から20,276人に減少している。

製造業においては、出荷額、事業所数、従業員数の割合は、食品製造、金属・生産用機器製造、印刷、家具・装備品製造等が高い。

製造業全体では、平成17年以降の4人以上の事業所の従業員数・事業所数の推移を見ると、従業員数では平成19年の11,299人をピークに減少し、平成23年は9,935人となったが、令和2年は10,180人に回復している。事業所数は平成20年の371事業所をピークに年々減少し、平成27年は312事業所、令和2年には238事業所まで減少している。製造品出荷額等は、平成20年の世界金融危機前には2,626億円であったが、平成22年には2,372億円まで減少した。しかし、自動車関連産業や食品関連産業等の誘致により、令和元年には3,117億円に回復し、令和2年には2,924億円となっている。

##### 【中小企業の実態】

市内の事業所の9割以上は中小企業であり、その事業所の数、従業員数は減少傾向にある。

佐賀県内の有効求人倍率は、平成30年4月では1.30であったが、その後新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年3月では1.11に減少している。令和7年1月時点で1.28まで回復したものの、域内の中小企業は依然として人手不足・後継者不足等の課題に直面している。このような中、中小企業

の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、若者が働きたい・引き継ぎたいと思えるような企業にしていくことは、喫緊の課題である。

このような実態に鑑み、効率的な生産活動、少ない労働力で事業継続が可能となるよう市内の中小企業の生産性向上を支援する必要がある。

## (2) 目標

市内の中小企業の労働生産性向上に資する設備投資を促し、先端設備等導入計画の認定件数の目標を計画期間中で20件程度とする。

## (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画の認定事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

多様な産業、多くの事業者を支援するため、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、売電目的で設置する太陽光発電に関する設備については、本市の雇用の創出や地域経済の発展に直接つながらず、本計画の趣旨及び目標にそぐわないため、対象外とする。また、導入した設備を申請者が使用せず、他者にリース、レンタル等をする場合も同じ理由で対象外とする。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

多様な産業、多くの事業者を支援するため、市内全域を対象とする。

### (2) 対象業種・事業

多様な産業、多くの事業者を支援するため、全ての業種、全ての事業を対象とする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- (1) 雇用の安定に配慮し、人員削減を目的とした取組みを計画する先端設備等導入計画については、認定の対象としない。
- (2) 上記3(2)に関して、健全な地域経済の発展に配慮するべく、公序良俗に反する取組や反社会的勢力との関係が認められる業種・事業については、先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- (3) 先端設備等導入計画の認定に際して、市税の滞納がないことを要件に加える。